

厚生環境委員会会議録

I 日 時 令和5年6月7日（水）

午前10時00分開会

午後0時20分閉会

II 場 所 第1委員会室

III 出席委員

委員 長	澤 崎 豊
副委員 長	大 井 陽 司
委 員	光 澤 智 樹
”	種 部 恭 子
”	井 加 田 ま り
”	奥 野 詠 子
”	山 本 徹
”	五 十 嵐 務

IV 出席説明者

生活環境文化部

生活環境文化部長	廣 島 伸 一
生活環境文化部次長	杉 田 聡
生活環境文化部次長	林 誠
生活環境文化部参事	中 島 浩 薫
参事（県民生活課長）	・ 水 雪 土 地 対 策 班 長
	佐 度 清
参事（スポーツ振興課長）	
	島 谷 達 雄
参事（環境政策課長）	九 澤 和 英
文化振興課長	奥 田 誠 司
スポーツ振興課課長	加 藤 友 晴
国際課長	本 郷 優 子
自然保護課長	上 田 英 久

環境保全課長 吉森 信和
県民生活課くらし安全班長
尾田 和代
スポーツ振興課富山マラソン推進班長
堺 広光
スポーツ振興課武道館等整備班長
野中 順史
環境政策課廃棄物対策班長
森 友子

厚生部

厚生部長 有賀 玲子
こども家庭支援監 松井 邦弘
厚生部次長 川西 直司
厚生部次長・健康対策室長・感染症対策推進班長
(感染症対策課) 守田 万寿夫
参事(厚生企画課長) 今井 義昭
こども家庭室長・こども政策課長
喜多 美月
参事(くすり振興課長)
石田 美樹
高齢福祉課長 中村 久征
子育て支援課長 池田 佳美
こども未来課長 橋本 桂芳
障害福祉課長 河尻 茂明
医務課長 鷺本 洋一
健康課長 石崎 智雄
感染症対策課長(新型コロナウイルス対策班長)
森安 祐成
生活衛生課長 藤本 昭彦
薬事指導課長 岩瀬 怜

厚生企画課医療保険班長

牧野 充弘

高齢福祉課地域包括ケア推進班長

中川 美幸

こども未来課児童相談所等機能強化推進班長

稲垣 岳彦

医務課医療政策班長 駒城 真人

医務課医師・看護職員確保対策班長

松原 俊之

健康課がん対策推進班長

森本 佳彦

くすり振興課くすりコンソーシアム推進班長

建部 千尋

V 会議に付した事件

- 1 閉会中継続審査事件について
- 2 陳情の審査
- 3 その他

VI 議事の経過概要

1 閉会中継続審査事件について

(1) 説明事項

有賀厚生部長

- ・ 6月定例会付議予定案件について

(2) 質疑・応答

澤崎委員長 6月定例会付議予定案件の内容については、定例会の付託委員会で十分審査をお願いすることになります。が、今ほどの説明において計数等に特に御不審の点がありましたら御発言願います。——ないようでありますので、以上で6月定例会付議予定案件の説明を終わります。

(3) 報告事項

加藤スポーツ振興課課長

・第2回「富山県武道館整備基本計画の見直し検討委員会」の開催結果について

有賀厚生部長

・令和5年度サンドボックス予算の執行状況について

資料配付のみ

スポーツ振興課

・「富山マラソン2023」の開催準備状況について

環境政策課

・環境の状況及び施策に関する報告書（令和5年版）について

・省エネ家電買い替え促進による生活者支援事業の開始について

自然保護課

・富山県生物多様性保全推進プランの改定について

環境保全課

・富山県大気環境計画の改定について

(4) 質疑・応答

光澤委員

・こども・子育て施策の強化について

・新たな子育てポイント制度について

種部委員

・富山マラソン救護ボランティアについて

・オンライン診療の導入について

・男性の性暴力被害者支援について

井加田委員

・5類移行後の県の基本的な考え方と対応について

・医師確保の課題について

・こども政策モニターについて

奥野委員

- ・動物管理センターの改築と機能強化について
 - ・ワンヘルス・アプローチを取り入れた検討について
- 五十嵐委員
- ・富山県武道館について
- 大井委員
- ・障害福祉サービスについて

澤崎委員長 報告事項に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入りたいと思います。

質疑・質問はありませんか。

光澤委員 初めての委員会質問ということで不慣れな点もあるかと思いますが、何とぞ御寛恕賜りますようお願い申し上げます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

まずは、こども・子育て施策の強化についてでございます。

我が国はもとより富山県においても少子高齢化は深刻さを増しており、令和4年の出生数は6,022人と過去最少となっております。

少子化の問題は、これ以上放置できない、待ったなしの課題であり、政府は今年3月31日に「こども・子育て政策の強化について」の試案を打ち出し、4月1日には「こどもまんなか」社会の実現に向けて、こども家庭庁が発足いたしました。

また、今月1日にはこども未来戦略会議の場で、こども未来戦略方針の素案を発表いたしました。

県としても、こども・子育て施策を抜本的に強化し、スピード感を持って取り組むべきと考えております。

そこで、政府が少子化の傾向を反転させるため、こども・子育て政策の抜本的な強化を打ち出す中で、こども・子育て施策に今後どのように取り組んでいくのか、喜多こ

ども家庭室長にお伺いします。

喜多こども家庭室長 子育て家庭を対象とした子育て支援サービスに関する調査では、子供を増やすにあたっての課題として、「子育てや教育にお金がかかり過ぎる。」、「妊娠・出産・育児の心理的・身体的負担」が多数となっており、子供を産み育てることに対する経済的負担や心理的不安、負担感を払拭し、安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくりが重要だと考えております。

このため、県では、国の「出産・子育て応援交付金」と県の応援券事業を統合した子育て支援ポイント制度等による経済的負担の軽減、プレ妊活健診や不妊治療支援など、妊娠を希望する方への支援、女性の家事育児負担軽減のための産後ヘルパー派遣への支援など、妊娠から子育てまで、切れ目のない支援に総合的に取り組むこととしております。

さらに、今年度「こども家庭室」の体制強化を図るとともに、昨年度に引き続き、「こども未来PT」において、部局横断的に子供関係の新たな施策の企画立案に取り組むなど、庁内はもとより、市町村とも連携し、希望する誰もが安心して子供を産み育てることができるよう、こども・子育て施策の推進に全力で取り組んでまいります。

光澤委員 ただいまの答弁におきまして、経済的な負担であるとか、心理的な負担であるとか、そういった負担を軽減できるように、県としても取り組んでいくということで、前向きな答弁を頂いたものと考えております。

先ほどの答弁でもありましたけれども、これから様々な事業を進めていく上で、国はもとより、県内の各市町村との連携もますます重要になってくると考えております。今でもいろいろと連携されているとは思いますが、これからどのようにさらに連携を強化していくのか、喜多こども家庭室長にお伺いいたします。

喜多こども家庭室長 県では、今年度新たに「ワンチームとやま」の連携推進項目に、「こども・子育て施策の連携強化」を追加いたしました。出産・子育て支援や保育環境の充実、ヤングケアラーへの支援、困難を抱える子供への支援について、全市町村と協議することとしており、4月19日に第1回のワーキンググループを開催したところでございます。

今後は、それぞれの項目ごとに、市町村の担当者との意見交換や担当課長との協議を重ねまして、課題解決につなげてまいりたいと考えております。

光澤委員 さらなる連携の強化に向けてしっかりと取り組まれるとのことで、引き続き少子化トレンドの反転、そして「こどもまんなか」社会の実現に向けて、国、各市町村との連携を密にしながら、事業を前に進めていただければと思います。

次に、新たな子育てポイント制度についてでございます。

令和5年度当初予算の子育て支援推進事業費の中に、出産・子育て応援交付金に併せた新たな子育て支援ポイント制度展開事業があります。国による経済的支援と県の子育て応援券を統合した新たな子育て支援ポイント制度の展開について、利用者目線に立ってサービスの充実を図るためには、各給付金制度の連携や、国・県・市の連携が必要不可欠であると考えております。

現在、県の応援券事業や市町村の出産・子育て応援交付金事業、出産祝い金事業等では、紙クーポンや現金などそれぞれ異なる形で給付されておりますが、県で導入を検討している新たなポイント制度を活用し、これらをどのように連携させ子育て支援サービスの充実を図っていくのか、池田子育て支援課長にお伺いいたします。

池田子育て支援課長 県では、令和6年度から国の出産子育て

て応援交付金事業と一体的に活用できる新たな子育て支援ポイント制度を導入し、これを電子ポイントで付与することとしております。

また、市町村独自の出産お祝い金事業などの子育て支援事業についても、この制度の中に加えることができると考えており、システムの構築に向けて「ワンチームとやま」連携推進本部会議や市町村担当課長会議、担当者ヒアリング等を通じて市町村と連携しながら準備を進めているところでございます。

子育て家庭の利用者が、自分のスマホから一つのアプリで国・県・市町村のサービスをまとめて見ることができることに加え、県や市町村から付与されたポイントをまとめて利用できるなど、利便性の向上につながるものと考えております。

光澤委員 市町村との調整を今もやっているところとお聞きしました。具体的な調整はこれから進めていくことになるかと思いますが、事業が円滑に進むように、うまく連携して進めていただければ、すばらしい制度になるのかなと考えました。

最後に1点確認したいのですが、この制度の導入に当たり制作されるアプリの機能についてでございますが、このアプリは、今ほどありましたポイントを付与するのみののか、あるいは子育て支援情報の発信などその他様々な機能を有するものとするのか、また市町村のアプリ等との連携も含め、将来的にどのように運用していくのか、池田子育て支援課長にお伺いします。

池田子育て支援課長 県では、このアプリでニーズ把握のためのアンケート調査やプッシュ型での情報発信を行うほか、第4子以上誕生お祝い事業の電子パスポートを発行できる機能の追加など、ほかの子育て支援サービスとの連携も図

っていききたいと考えております。

このほかにも、子育て支援サイト「とみいくフレフレ」や「とみいくAIチャットボット」との連携による効果的な情報発信や、イメージアップ事業で制作する子育て支援サービスの利用促進を目的とした動画配信、さらには、将来的には市町村の子育て支援アプリとの連携なども検討してまいりたいと考えております。

光澤委員 今ほどお聞きしました子育て支援サービスを利用するための媒体、いろいろなコンテンツを集約したり連携させたりすることは、課長がおっしゃったとおり、まさにユーザーにとって利便性の向上につながると考えます。将来的にこのアプリが多機能的なものとなり、ポイントのみならず子育て支援情報を入手したり、またその他の子育て支援サービスを利用したりできるものになることを、私も子育て世代の一人としてぜひ応援していきたいなと思っております。

引き続き、本事業も含めた各種事業におきまして、ユーザーの目線に立って前に進めていただけるようお願いを申し上げ、私からの質問を終了したいと思います。

種部委員 3回目の厚生環境委員会の所属でありまして、まだおるんか、しつこいと言われるかもしれませんが、ほかの委員会に行くと本会議で質問があふれてしまうので、よろしく願いいたします。

まず、通告した質問に先立って、報告事項についてちょっと質問したいことがあります。

富山マラソンのことなのですが、我が党にも、各団体の方からいろいろな意見を聞いている会がありまして、このマラソンにボランティアを派遣しているということについて、いろいろ御意見を伺っています。

準備状況を聞きますと、富山マラソンは人気でありまし

て、たくさん参加エントリーしていただいているようで、いいことだと思います。

お伺いしたいのは、ボランティアスタッフの中で救護に関わっている人たちですね。最初のほうはAEDを持っているような人が必要で、最後のほうは、皆さん足腰の問題になるわけでありまして、理学療法士やあるいはドクターなど、どちらかというところ整形の方たちに救護ボランティアに行ってもらっているのですけれども、その理学療法士の方たちから、お弁当は出るのですが、ほぼ無償でやっていると。ボランティアなんですけれども、ある程度責任のある仕事であるのも確かです。例えば大きな問題があったときに、これはまたお医者さんですと損害賠償責任が発生します。それぞれ保険には入っていると思うのですけれども、お弁当のみの支給ということ、この方針をずっと続けていくのかどうかということについて少し疑義を持っている方がいらっしゃるということでありました。

これはボランティアということですが、このような医療班についてはどのような扱いにしていられるのか、現状といますか、教えていただければと思います。

堺 富山マラソン推進班長 ボランティアの方々につきましては、その資料にもございますとおり、富山市自治会ですとか、高岡市内の自治会、射水市の自治会、あるいは企業さんを含めまして、今2,700名ほどを、前回の実績を基に募集しているところでございます。

救護スタッフの皆さんにつきましては、当然今までボランティアということで参加していただきまして、先に申しましたボランティアの方々と一緒に、1,000円分のクオカードをお渡ししているところでございます。

今後ということですが、ボランティア全体のことも勘案しまして、また、救護スタッフによる業務の重要

性も考えまして、今後またメディカル協議会のほうでもいろいろと意見を聴いていきたいと思えます。

種部委員 人員を確保するだけでまず大変なので、今のクオカード1,000円で参加してくださる、熱い人がいなくなったときにまた考えていただければいいと思うのですが、ちょっと検討が必要かなと思えたので、また業界の方のお話も聴いていただければと思えます。

では、通告しておりました質問のほうに移りたいと思えます。

新型コロナウイルス感染症については、感染症法上5類になりましたが、医療機関においては、5類になったことでいろいろな取扱いが変わってきております。

これまでは、例えば自宅で療養中の発熱患者の方が電話再診をされた後、病院は薬局に処方箋をファクスで送って、そして後から原本を薬局に郵送するという形で対応していたりしました。0410対応とっておりましたが、こうした特例措置がありました。この特例措置がなくなるということです。7月31日までが移行期間ということなのですが、支払基金のほうはもう推奨しないということで、処方箋のファクス送信を認めないということでありました。

これに代わる同様の運用が、オンライン診療でしか認められないということでもあります。オンライン診療の登録医療機関になっておりますと、薬局に処方箋をファクスで送って、あとで原本を郵送するというだけで済みます。

オンライン対応できない世代の場合には、やはり来院してもらわないと対応できない。あるいは基本オンラインなんだけれども、ファクスが使えないというときは、速達で処方箋の原本を送るとか、そういう特例を使うしかなくなってしまいます。

この後、新型コロナウイルスとも長い付き合いになるわ

けでありますので、対面診療でなくても薬を送れる方法というのを早く考える必要があると思います。

オンライン診療というのは、地域医療構想をこれから進めるに当たっても受皿としては非常に重要だと思っていて、今の50代以上が高齢者になる頃は、皆さんスマホを使える時代ですので、そうなると、体制を整えておく必要があると思いますし、その受皿あつての集約化かなと思っています。

ところが、現在の状況を調べてみますと、この0410対応が終わった後、オンライン診療の対応ができる薬局、郵送しないで済む電子処方箋を使っていただけの薬局がどれだけあるかということ、なかなか少ないという状況にあるのではないかと思います。導入にかなり費用がかかりますので、薬局の負担も非常に大きいと思うのです。

オンライン診療対応ができる医療機関、そして薬局において現在対応できているところはいくつあるか、現状どうなっているのかということをもまず駒城医療政策班長にお伺いいたします。

駒城医療政策班長 電子処方箋に対応している県内の薬局につきましては、厚生労働省の公表資料によりますと、令和5年5月28日現在で45施設となっております。

また、オンライン診療を実施している県内の医療機関につきましては、とやま医療情報ガイドへの登録数におきまして30機関となっております。

種部委員 まだまだ追いついていないのは分かっているのですけれども、薬局なんかも結構大手で体力のあるところは導入しやすいと思います。しかし、地域医療構想を進めるうえで中山間地域だったりとかは、かかりつけ薬局の方々に頑張っていたただかなければいけないと思うんですけれども、そういうところこそ体力がないと思います。

ですから、大手のチェーン店ではなくて、顔の見える関係を作っている薬局なんかには、できるだけこういう設備投資をしていただく必要があるかと思えますし、むしろそういうところが、この地域医療構想の下支えをしていただくようにならないと難しいのではないかと思っています。

医療機関においても、システム導入だけで50万円ほどかかるということでありまして、なかなか皆さん前には出られないという状況にあります。多分国でも進めようとしているのだと思うのですが、どう進めていくのか、駒城医療政策班長にお伺いします。

駒城医療政策班長 厚生労働省におきまして、電子処方箋管理サービス導入に必要な電子カルテシステム等の改修や、オンライン資格確認端末設置などに係る費用への補助を実施しておられます。県におきましても、県内医療機関や薬局に対しまして、引き続きこの補助金の活用を広く周知して、電子処方箋の導入を促進してまいりたいと考えております。

種部委員 補助金はどのくらいの額なのでしょうか。

駒城医療政策班長 まず、大規模病院、200床以上の病院ですが、補助率3分の1で162万2,000円を上限に補助、それ以外の病院、こちらにつきましても、補助率3分の1で108万6,000円を上限に補助、あと診療所と薬局につきましては、補助率2分の1で19万4,000円を上限に補助、先ほどお話がありましたが、大型のチェーン薬局につきましても、補助率4分の1で上限9万7,000円となっております。

種部委員 できるだけ地域に根差したところにたくさん補助がいくということではあるのですが、そういうところは、やはり体力がなくて、この条件でうまくいくのか非常に疑問があります。

電子カルテの導入後は、インターネットを使うことにな

るわけで、これは導入だけの単価だと思うのですけれども、この後セキュリティーだとか、維持管理だとか、あるいはベンダーへの費用だとか、もっとお金がかかるわけです。導入以外のランニングコストも含めて何かがなければ皆さんやろうとはしないと思うのですね。ランニングコストは補助の中に入っているのでしょうか。

駒城医療政策班長 ランニングコストにつきましては、補助のメニューには入っておりません。

種部委員 そういう状況だと思います。

ただ、地域医療構想をやる前に進めていかないと、医療機関の集約化、あるいはコロナ対応ですね。できるだけ対面で診療しなくて済むようにということを考えなければいけないと思います。

導入後のランニングコストに対しても少し目配りをして何か補助をしないと、導入は進まないと思っていますので、また御検討をよろしくお願いいたします。

続きまして、男性の性暴力被害者の支援についてお伺いいたします。

皆様も報道等で御存じのように、大手のタレント事務所で性暴力の報道がございました。男の子の性暴力被害というのは、これまでも被害者全体の10%くらいはいるということは分かっていました。このニュースがあった後に、自分もそうだったということで開示されやすくなっていると考えています。

富山県ではどんな状況かなと思うのですけれども、これまで幾つか関わってきた事例なんか見ましても、ほとんどが子供だと思います。中学生、高校生、小学生とか、そういう男の子たちの被害者が圧倒的に多いと。加害者はほとんどが生活圏の中にいます。多くは学校の中にいるかと思っています。

県には、学校での対応マニュアルなど作成していただきました。

加害者にも被害者にも、両方に向き合う必要がありますので、大変手間がかかるということでもあります。職員が十分ないと、加害者、被害者両方ともに対応するのが難しいと思います。

なぜこの質問をしたかといいますと、SNSに書き込みがありまして、私のところにも問合せがありました。＃8891は男性も相談していいですかという県内の中学生からの問い合わせでした。ということは、知らないのだなと思いました。男の子でももちろん相談を受けているということをお伝えしました。相談後どうなるのか分からないと、とても相談できないということでありました。

特に子供の場合はややこしい対応が必要だと思うのですが、十分な人材が確保されているのか。あるいは＃8891は男性の相談も可能ということについては、どのように周知されているのかということをお伺いいたします。

尾田くらし安全班長 性暴力被害ワンストップ支援センターとやまでは、被害者や加害者の性別を問わず、性暴力、性犯罪の被害者及びその御家族等に対して24時間、365日の体制で電話相談に対応するほか、SNS相談や医療機関、警察等への同行支援などを行っております。

同センターの近年の相談件数は、令和3年度は731件、令和4年度は726件で、このうち男性の被害に関する相談の件数は、令和3年度は76件、令和4年度は56件と全体の約1割という状況にあり、同センターでは性別等にかかわらず、様々な被害者に関する専門知識を持つ支援員8名で対応しております。

全国共通短縮ダイヤル＃8891については、県では同セン

ターのホームページやパンフレットに掲載しているほか、県内の中学校1年生全員に毎年配布しているカードにも、「性別を問わず、相手がだれでもどんな状況でもあなたがいやと感じた性的行為はすべて性暴力です」と記載し、相談先等を周知・啓発しているところですが、被害者の性別にかかわらず、相談を受け付けている旨がより分かりやすくなるように工夫を重ねてまいりたいと考えております。

また、今年度から新たに被害者等支援に携わる教職員や医療関係者をはじめ、一般県民を対象に基礎的な知識・技能を学ぶ性暴力被害者等支援カレッジを開催することとしており、今後とも性暴力被害者に対する支援の充実を図り、性暴力の被害者一人一人に寄り添った細やかな対応に努めてまいります。

種部委員 加害者対応が必要になることもありますし、刑法にかかわる法律が今国会で審議中で、多分通るのではないかと思っているのですけれども、刑法に関わる話もありまして、ワンストップ相談センターにつないでいただくというのが大事です。加害者と被害者の年齢が近かった場合にはどうなるのかという問題もありまして、関わってくるのは少年サポートセンターではないかと思えます。

少年サポートセンターについては、今後また検討課題になってくると思いますので、ぜひそっちとの連携も取っていただくようお願いいたします。何もワンストップ相談センターの人員だけではなくて、ほかの機関との連携を取るという中では有力なツールを持っていると思いますので、御検討いただきたいと思えます。

井加田委員 それでは、改選後初めての委員会ということで、私も過去に何回か厚生環境委員会に所属させていただいておりまして、引き続き問題提起なり、議論をしてまいりた

いと思っております。

まず最初に通告させていただいたのは、新型コロナ5類移行後の県の基本的な考え方と対応ということで、何点かお伺いをいたします。

新型コロナについては、5月8日から感染症法上の5類へ移行したわけでありまして。感染者については県のホームページで公表されておりますけれども、第21週、一番最近のデータですけれども、県全域で前の20週よりはやや減少しているという現状ですね。富山県では感染者が減少傾向にあるという状況ですけれども、全国的には、例えば沖縄県なんかは土地柄の影響もあると思っておりますけれども、拡大傾向ということで、感染症法上の位置づけが5類へ移行したとしても、依然高い感染力があるよということはずっと指摘をされています。完全に普通の病気になっているというわけでもない状況なので、引き続き感染の状況の推移に注目をしていく必要があると認識しております。

それで感染者数等の公表の在り方についてお伺いしたいのですけれども、先ほど言いました5類への移行後は、定点医療機関からの報告に基づいて、新規感染推計値が公表されているわけですけれども、これは具体的にどのように感染状況を把握されているのかということについて、少しレクチャーをいただければと思っております。森安感染症対策課長にお伺いしたいと思っております。

森安感染症対策課長 感染者数につきましては、感染症法の規定に基づきまして、指定届出機関からの届出により発生動向を把握することとなっております。具体的には、インフルエンザと同様の県内48か所の定点医療機関に御協力をお願いいたしまして、それぞれの医療機関から毎週1週間分の患者数を年代別に報告いただいております、その数字を公表しているところでございます。

井加田委員 公表の在り方についてですが、ホームページを見ればおっしゃったような中身があつて、私なんかはかなり注目して見ているので、そんな状況なのかなということ少し分かるのですけれども、その推計値が本当に実数とマッチしているのかというのはなかなか見えないと思っています。

5類移行前の第8波までは、途中から変わりましたがけれども、連日感染者数や感染状況の推移、クラスターの関係、死亡者数の公表もされていたわけで、県民への注意喚起等により感染対策にかなり結びついていた効果があつたのではないかなと承知しています。5類移行後の公表についても、注意喚起の観点からいえば、現状の感染者状況ということで、定期的にマスコミに公表されたらいいのではないかなと思うわけですね。

5類移行に伴う県の基本的な考え方が3点挙げられておりまして、3点目に、その感染状況や流行株の特徴に応じて、県民へ必要な感染対策の徹底をお願いするという項目がございます。必要なときに迅速な対応が取れるように、先ほど言いました感染症の発生状況について、しばらくは週1回程度マスコミを通じて定期的に公表をしていく必要があるのではないかと考えるわけですが、対応についてどのようにお考えでしょうか。

森安感染症対策課長 今の流行状況ですとか、流行株の特徴、皆さんの関心の高さとか、いろいろなところを踏まえまして、県内におきましても全国的な状況把握と同じように、1週間当たりで状況を把握させていただいて、それを適切に公表して、皆様に情報を提供していくことが現時点では適当なところではないかなと考えております。

井加田委員 定期的に公表までは考えていないということですか。

森安感染症対策課長 1週間ごとに公表させていただくということでございます。

内容につきましてですけれども、インフルエンザと同じように、定点の医療機関から報告をいただいている数字のほかに、委員から御発言もありました新規感染者の推計値というものを出しております。これは過去の定点からの報告数を基に数字を推計しております。これまでの実数として医療機関から御報告をいただいていたものの積み上げの数と、過去からの定点の推計とで、どうなるかいろいろ衛生研究所のほうで検討していただきまして、大体同じような波になる形で推計ができるようになっておりますので、そうしたところも含めまして、皆さんに見える形で提供させていただいているのかなと思っております。

加えて、感染動向に関連する情報といたしまして、新型コロナの診療状況の把握にも努めております。国の医療機関等情報支援システム、G-MISと呼ばれているものがございますけれども、各医療機関から入院者数ですとか、重症者数を登録するようなシステムになっておりまして、こちらのほうの数字を毎週の感染者数と併せて公表させていただいております。

引き続き県民の方に分かりやすい情報提供を、定期的に行ってまいりたいと考えております。

井加田委員 推計値はかなり実数に近いというお考えだと思います。実際に修正してまた数字が変わっていますので、そういう意味では、大体おっしゃっているような状況なのかなと思いますけれども、やはり第9波の懸念が払拭し切れないので、そういう兆候があった場合にはやはり速やかな対応を取れるような準備といたしますかね、ずっと緊張感を持ってやっていただきたいなと思っております。

2点目に、相談窓口の状況についてお聞きします。

5 類移行前と移行後の相談窓口の体制についてどう変わったのか。それから相談内容や件数は、どう推移しているのか、また、個々の相談への対応をどこにどうつないだかといった情報をどう把握しておられるのか、現状について伺いたいと思います。

森安感染症対策課長 相談窓口は、以前2つございました。一つは、発熱等の症状がある方を対象とする電話相談、もう一つは、新型コロナ陽性が判明した方の療養ですとか、あと療養中の不安に関する相談をお受けする電話相談。この2つを設けておりましたけれども、6月1日から1つにまとめまして、新型コロナの健康に関する相談ある方がどっちにかけようかと迷うことなくアクセスできるようになったところでございます。

相談内容といたしましては、発熱ですとか頭痛など症状に関する事、また検査に関する事、療養中の体調に関する事、後遺症に関する事など様々ございまして、件数でいきますと、合計の件数ですけれども、3月が890件、4月が928件、5月が1,060件となっております。

症状等に関する相談につきましては、必要に応じてかかりつけ医ですとか、外来対応の医療機関を御案内しております。

また、件数は少ないのですが、中には唇が紫になっているとか、胸の痛みがあるとか、呼吸が苦しいとか、緊急性が高いと考えられるものもございまして、そういった場合には救急車の要請を御案内しております。

そういったこともございますので、引き続き医療従事者が24時間休日も対応する相談体制を継続していきたいと考えております。

井加田委員 感染者数が少なくなったとはいえ、まだ入院される方もいらっしゃるのでは、そこへつなぐといたしますか、

大事な窓口ではないかなと思っております。引き続き対応をお願いしたいと思えます。

ワクチン接種の状況についてもお伺いいたします。

5類移行後のワクチン接種の状況については、ある方はもう5回目か6回目とおっしゃるし、またほかの方は全く関心がないという方もおられまして、有効性とかいろいろありますけれども、接種状況はどうなっているのかお聞きしたいです。少しそういう対応を加速してやられるような状況もお聞きしてはいますけれども、ちまたでいわれる副反応の問題、これを正確に捉えておられるのかどうかというのはちょっと不安なところで、こういったことをしっかり情報公開していただくのは大事なかなと思えますけれども、現状と対応についてお伺いいたします。

森安感染症対策課長 5月8日以降、県内各市町村において、春開始接種ということで実施されております。

対象者ですけれども、大きく分けて3区分ございまして、1つは65歳以上の方、それから2つ目には基礎疾患があるなど重症化リスクの高い方、それから3つ目には医療従事者ですとか、高齢者施設等の従事者ということを対象にしまして、接種が行われております。

6月4日時点で、県内では約7万3,000の方が接種を終えられておられます。65歳以上の方につきましては、人口比でいいますと、約20%の方が接種された状況となっておりますので、この接種の期間は8月末までということになっておりますので、また市町村と連携しまして接種の呼びかけをしていきたいと考えております。

それから、接種後の副反応についてでございますけれども、これは予防接種法に基づきまして、かかりつけ医と医療機関から副反応の疑いがあった場合には、厚生労働省に報告することとなっております。そして厚生労働省のほう

で分析をされまして、厚生労働省のホームページで広く情報を開示されているところでございます。

県におきましても、県のホームページでワクチンの効果や意義、併せまして安全性とか、副反応についても周知しているところですが、この厚生労働省のホームページのリンクも貼りまして、副反応の事例ですとか分析結果等について閲覧できるようにしているところでございます。

井加田委員 普通の人には、有効性とか一般論で言ってもなかなか判断しにくい面もありますし、もう少し丁寧に、どんな副反応が起きて、それにはどう対応したかみたいなどころまで情報公開していただくと、判断が違ふのかなと思うのですけれども、それについてはいかがですか。

森安感染症対策課長 厚生労働省の事例報告のところにはかなり幅広く報告されております。ワクチンと因果関係があるかどうか分からないというところも、幅広く報告せよというような制度になっておりまして、いろいろな症状についても開示されております。

やはりワクチンの安全性と副反応は、皆さんが接種しようかな、どうしようかなという判断の根拠となる大事なところだと思いますので、どんな副反応があったとか、分かりやすく情報提供していきたいと考えております。

井加田委員 いずれにしましても、まだ安全宣言ということではないと思いますので、その辺の情報をしっかり提供していただくようお願いしておきたいと思っております。

次に、医師確保の課題について何点かお伺いしたいと思います。

高岡市民病院が来年度から産科を休止するということが報道されています。大変ショッキングなニュースでした。高岡市民病院は自治体病院ですが、地域医療の中核を担う主要な病院でございます。リスクを伴う分娩にも対

応する中核的な役割を果たしてきているわけですし、周辺の医療機関でカバーできるから当面はということなのだろうと思いますけれども、やはり二次救急の拠点として、この産科休止という影響が病院全体の評価にもかなり影響するのではないかということ懸念しております。

それがまた拍車をかけて、医師確保がさらに困難になるということも想定されるわけでございます。この質問の最後に、県として高岡市と連携して再開に向けた方策を前向きに検討していただかなければいけないという思いがございましてけれども、その件について医務課長にお伺いをしようと思います。

その前にまず、産科医師の現状について少し確認させてください。

県内公的病院のうちお産を取り扱っている病院が9病院ございまして、そこにいらっしゃる産婦人科医師数の現状についてお伺いします。過去5年間くらいでは、横ばいであまり増えていない状況があるようですが、松原医師・看護職員確保対策班長に現状をお伺いいたします。

松原医師・看護職員確保対策班長 県では、県内の公的病院の常勤医師数につきまして、毎年7月現在の状況を調査しているところでございます。それによりまして、現在分娩を取り扱っている公的病院の産婦人科の常勤医師数は、過去5年間60人台で推移をしております。平成30年は63人、令和4年は64人ということになっております。

井加田委員 併せて、小児科のお医者さんの数もお聞きしたら、この数も70人台で、これは9病院に限らないと思うのですが同様に増えていないなというのが実感です。

この産婦人科医師数の不足というのは、これまでも度々指摘されてきていると思うのですが、医師の確保に向けて、今特別枠ということで富山大学、そして金

沢大学にも枠が設けられています。その大学以外にも、そういった特別枠の拡充も検討していく必要があったのではないかなと私は考えたわけですが、こうした現状について、どう認識しておられるのかお伺いしたいと思います。

松原 医師・看護職員確保対策班長 産婦人科の医師の確保につきましては、県ではこれまで、委員からもお話がございましたけれども、富山大学や金沢大学の医学部の特別枠の学生などを対象に、就学資金を貸与してきているという現状でございます。これまで53名の特別枠の医師のうち、産婦人科につきましては5名を確保してきておりまして、一定の役割を果たしているものと考えております。

また、特別枠につきましては、県内で不足をする診療科の医師を確保するという方針の下、運用してきておりまして、小児科、産婦人科、麻酔科、外科、救急科、総合診療、さらに令和5年度からは感染症内科と脳神経外科を特定診療科として設定をさせていただいております。

産婦人科につきましては、長時間で不規則な勤務が成り手不足の要因の一つと言われておりますけれども、県では、これまで勤務環境改善体制整備事業の補助金などを活用して、富山大学をはじめ、県内医療機関に対して働きやすい職場環境の整備に支援をしてきたところでございます。引き続き、大学等と連携をして産婦人科の医師確保に努めてまいりたいと考えております。

井加田 委員 今ほどおっしゃった特別枠の医師の比率ですけれども、富山大学のほうを見せていただくと、麻酔科が一番多くて13名、外科が9名ですね。総合診療科というのでも9名いらっしゃいます。やはり少ないほうから数えて、産婦人科医というのとは選ばれていないというのが実態ですね。

金沢大学の特別枠もちよっとお聞きしたのですが、その中でいいますと、ここは、総数は少ないですね。研修後の選択ですからね。救急科が半分を占めておられて、麻酔科がそのまた半分で、小児科がさらにその半分ということで、産婦人科の方はゼロなんですね。今年産婦人科を選択された方もゼロとお聞きしています。

勤務環境については、来年度から働き方改革でドクターなりのインターバルの考え方が入るわけですが、そうなるともともと人材が不足している中で、やはり集約化でもしないとどうにもならないという感じになっているのではないかと思います。

やはりそういう現場であるということ踏まえて、もう少し準備というか、インセンティブというか、継いでいただく方を、県としてももう少し積極的にアプローチして確保しておかなければいけないと思うのですね。

いないから仕方ないということではないので、やはり二次医療圏に出産・子育て支援の拠点となる医療機関の産婦人科医師とか、小児科医師もそうですけれども、確保するということは、これは今かなり争点になっている少子化対策としても、本当に大事なことだと思うのですね。対応が実態より遅れているなど思わざるを得ないのです。常勤医師と研修医の確保について、県内のほかの自治体でも産科医がいなくなったという前例もある中で、なかなか対応が遅いなど思っていますけれども、県と自治体がどう連携して取り組めば有効なのかということ、これまでも検討してこられたと思うのですが、ぜひ可能性のあるものをちょっと紹介してほしいと思います。いかがですか。

松原医師・看護職員確保対策班長 医師の確保ということでは、いきますと、まず、初期臨床研修医というものを確保していく必要があると考えておりました、昨年度は過去最高の

マッチ者数、マッチ率というところで、引き続き医学生へのPR等を強化しまして取り組んでいきたいと考えております。

さらに、初期臨床研修後の専攻医ですね。専門の研修が始まる専攻医の方々をいかにつかむかというのが大切だと考えておりますけれども、近年50名程度ということで推移をしております。ここにつきましても、医師のキャリア形成支援を充実するという観点から、臨床研修病院連絡協議会のホームページを今年度改修したいと考えておりまして、そういった取組などを通して、引き続き各病院の取組に対して支援をしてまいりたいと考えております。

また、今ほど委員からもお話がありました他の自治体につきましても、県で把握しているものとしましても、氷見市、朝日町、上市町が医学生への就学支援制度を設けておられます。また、朝日町と上市町が富山大学に寄附講座を設置して、富山大学から医師の派遣を受けていると伺っております。

県におきましても、自治医科大学における養成や特別枠などの就学資金の貸与、大学への寄附講座などにより、引き続き医師の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

井加田委員 医師が本当に不足しており、確保が急務といっても二、三年ですぐ来ていただける話ではないので、そういう意味では、目的意識を持ってきていただく人をいかに早くつかむかということが大事ではないかと思っております。引き続きそういった努力をしていただければと思っております。

それで、各自治体さんでは就学資金の工夫として、いわゆる寄附講座というものが今話にありました。富山大学、金沢大学以外にもそういう寄附講座が必要なのではないかとということも申し上げたのですけれども、そのことも含め

て、高岡市に限らず不足する医師の確保に向けた方策をもう少し具体的に、前向きに検討していただく必要があるのではないかと思うわけで、この点については、今日は部長にはお聞きせず、鷺本医務課長に答弁をいただきたいと思いをします。

鷺本医務課長 市町村との連携ということでお尋ねがあったものかと思えますけれども、県では毎年度、医療圏ごとに地域医療推進対策協議会ですとか、地域医療構想調整会議というものを開催しております。これは医療圏の全ての市町村がメンバーに入っておりますし、それからもちろん大事な中核を担う病院、公的病院はもちろんですけれども、その他医師会さんとかも含めて医療を提供する側、医療を受ける側、いろいろな立場の方が入って、その医療圏の中でどういう体制でやっていくかということをお話しています。昨年度ですと2回開催しました。

この場では、具体的な対処方針というものも各病院から頂いて議論していくことにしておりますので、そういうところで地域の医療体制の確保に努めてまいりたいと思いをします。

なお、委員がおっしゃられました周産期医療機関につきましても、医療機能に応じた分担と連携を行い、やはり安全・安心な医療を受けることができる医療体制を確保することが大変重要なものだと思っておりますので、そのあたりも含めた議論になろうと思っております。そういうことで進めてまいりたいと思っております。

井加田委員 今のお答えは現状だと思っておりますけれども、医師の集中度を見ると富山医療圏に集中している。ただ医療圏ごとに、この間随分現状も変わってきていると思うので、その中では集約化と機能分担で済むのですけれども、私はやはりこの医療圏そのものの将来を見据えて、どう医師を

確保するかという話と合わせていくべきではないかと思えます。

医療圏域もかなり人口比とか、そういう都市間の違いで格差が出ているのではないかと、こう思うのですね。富山県は面積的なこともあって、県立病院が1つですけれども、全体として先ほどおっしゃった安心・安全な医療をどう提供できるのかということ、中期的な観点も踏まえて議論することが大事なのではないかなと思うのですね。

医療圏によっては、それは解決できるのかなという不安を持たれているところもあると思うので、単に地域で分担を決めていく以前に、県としてどういう取りまとめをしていくかということが非常に大事でして、ぜひこれは検討に入れていただきたいなと思います。今日はそういった医療圏の大きな見直しも踏まえて、県内全般に目配りできる体制が必要ではないかということの問題提起させていただきたいと思ってお伺いをいたしましたので、ぜひ検討課題に入れていただきますようお願いいたします。

あと1問準備しておりますのでお願いいたします。

こども政策モニターというものを昨年から応募を開始して取り組まれています、資料がホームページ上で公表されていきましたので見てまいりました。これは、県内の子供たちの意見を集めて政策に反映するといえますか、子供の意見を聞こうということでアンケート調査を行うものですね。実際は小学校5、6年生と中学、高校3年生も含めた年代を公募して、そこでモニターになっていただいた人にアンケートを郵送して、インターネットで回答してもらうことになっていたと思います。

1回目に「こどもの居場所」というのが公表されていて、非常に興味深いなと思っていました。すけれども、小学校の高学年と中・高の8割くらいは、学校が終わった後、

いろいろ塾とか習い事がありますけれども、大体家で過ごしているという結果だったと思います。家ではゲームとかテレビを見るとか、思ったとおりの状況ですけれども、小学生、中学生、高校生で少し違いがあって大変興味深くて、これはこれでそうかなと思えました。

2回目の「暮らしと情報」という中では、これは学年によって、「富山県はくらしやすい県でしょうか」とか、「富山県にくらしてよかったことは何ですか」とか、「大人になったらどこで働きたい」とか現状を聞くような中身になっているのですけれども、学校が終わった後の居場所というところ、小学校の低学年とか特別支援に行っておられる方など学校以外のところにおられる人たちの声がここにはちょっと入ってこないなと思いました。例えば小学校の低学年であれば、やはり学童とか大人のいる環境の中にいるわけで、そういった意味では保護者からもそういう実態を聞き取るというか、丁寧な把握といいますか、そうした作業も必要でないかなと思います。

このアンケートに出てこないそうした方々の声をどのように拾っていくか、また把握すべきではないかと思うのですけれども、喜多こども家庭室長に現状と課題をお聞きします。

喜多こども家庭室長 本年4月に施行されました「こども基本法」では、国及び地方公共団体はこども又は子育て当事者等の意見を聞き、その意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされています。

こうしたことから、県では昨年度、法施行に先立ちまして、試行的にサンドボックス予算を活用して、「こども政策モニター」として小学校5年生から高校3年生を対象に募集を行いまして、委員からも御紹介のあったように、応募があった子供たちにインターネットによるアンケート調

査を行ったところでは。

今年度は低年齢の子供ですとか、声を上げにくい子供、また、保護者などからも意見を聴取できるよう、その手法等について、庁内の関係部局の職員で構成する「こども未来プロジェクトチーム」において検討してまいりたいと考えております。

井加田委員 早速受け止めていただきましてありがとうございます。ぜひ丁寧な把握に努めていただいて、政策に反映していただければと思っております。

奥野委員 私からは、動物管理センターの改築並びに機能強化について、あとは表題にはしておりませんが、ワンヘルス・アプローチについても入れ込みながら質問していきたいと思っております。

まずは、動物管理センターの在り方についてということで、この施設の機能強化につきましては、これまでも予算特別委員会や本会議の場でも指摘をしてきたところでありまして、老朽化しているとか、狭隘化しているとか、設置されたときと目的が変わってきているとか、今さら言うまでもありませんけれども、県は今年度この動物管理センターのあり方検討会を設置して機能強化について検討をしていきたいと、このような答弁をもらってきました。具体的にどういう目的で検討をしていくのかということ、それからどんなスケジュールで検討を進めていくのかということ、またどんな委員構成でこの検討を深めていくのかということについて伺います。

藤本生活衛生課長 昨年の官民協働事業レビューでの評価を踏まえまして、動物管理センターあり方検討会では従来の動物管理の施設機能に加えまして、近年の動物愛護思想の高まりによりまして、特に動物愛護の拠点として求められる役割や機能、施設の更新の必要性などについて検討しま

して、今後の方向性を示すということを設置の目的としております。

その最初の検討会を7月に開催する予定にしております。今年度中に3回程度開催したいと考えております。

委員の構成につきましては、保護管理と動物愛護の両面で幅広く検討するため、県の獣医師会ですとか、動物愛護団体、ペット業界ですとか、自治会組織等の代表者のほか、ペットの防災対策ですとか、動物行動学の学識経験者にも御参加をいただきまして、10名程度を予定しております。

奥野委員 これまでいろいろな場面を通じて要望してきたような各種内容について今御答弁をいただきました。それこそ愛護の観点、管理の観点、防災の観点と、これまでなかなか十分でなかったなという政策についてもここで検討いただけるということですので、大変ありがたいと思っています。

今御紹介があった官民協働事業レビューの場に私も参加させていただきましたが、県民の皆さんのこういう動物政策に対する意識というのが意外と高く、意外と言ったら失礼ですけれども高く、これはもっと拡充をしていくべきだという、ほとんどの方がそういう御意見でした。今富山県内では、犬猫だけでも小学生までの子供の数よりもずっと多くなっているという現状もありますので、しっかりと多角的な視点で検討いただきたいと思えます。

目的についてもご答弁いただきましたけれども、やはりそういう各目的を達成していこうとすると、改築はせざるを得ないだろうなと思っています。古いこともそうですし、狭いこともそうですし、目的が変わってきたこともそうですけれども、例えば京都府なんかは、京都府と京都市が共同で動物愛護センターを設置するという取組もしていますし、近年、新しくリニューアルされてきている愛護センタ

ーについては、広いドッグランが併設されていたり、トリミングスペースがあったり、その施設の中に獣医師会が入って、夜間救急をそこでやってくれていたりとか、あとは保護された犬や猫、その他の動物もちゃんとその施設内で保護・管理できるというようなスペースも十分取られているところが多いので、いろいろな方が出入りする動物愛護の拠点という側面と、それから本来業務である管理の部分についても機能強化していただきたいと思っています。

そういう施設の部分についても、具体的に検討事項に入ってくるのかどうかということについて伺いたいと思います。

藤本生活衛生課長 検討会では、動物管理センターの施設機能面の状況ですとか、県内の動物愛護に関する現状と課題について分析した上で、本県の実情に即した保護管理と動物愛護の拠点としてのコンセプトを明確化しますとともに、その実現に向けましてどのような機能、取組、施設設備、人員体制が必要とされるのかについて御議論いただきたいと考えております。

例えば犬猫の収容機能の拡充が必要ということであれば、譲渡のために長期収容可能な飼養施設の整備について、どの程度の規模や構造を確保しなければならないかとか、また、適正飼養の普及啓発の強化が必要ということであれば、施設見学の受入れの充実ですとか、そのために必要な啓発展示スペースや研修室の整備についてどのような動線で見学してもらおうのかとか、研修室はどの程度の規模を確保するのかなど、役割に応じた必要な機能や施設設備について御議論いただきたいと考えております。

奥野委員 ぜひお願いしたいと思います。

そもそも我が県の動物管理センターは、昭和41年に野犬処理センターとして設置されていて、そのときからずっと

場所は変わっていないですよ。県民の皆さんの意識としては、あそこは動物の殺処分場だと思っている方が今でも多くいらっしゃるので、やはりもっと開けた、これからの動物、ペットと人がどう接していくかということに重きを置いた、そういう施設機能の検討を進めていただきたいと思います。

今課長から長期間の動物の収容スペースをどうするのかみたいなことも検討内容の事例としてお話がありましたけれども、例えばチューリップテレビさんがこの前ニュースで取り上げてくださっていましたが、飼えなくなった動物をどうするかとか、そのときに多頭飼育だったらどうするかとか、それは飼い主さんの病気のこともあろうし、何かいろいろな事情があるかもしれないし、もしかしたら業者さんが廃業せざるを得なくなったみたいな事例も過去にあったと思うのです。

今の県の動物行政というのは、NPOとかボランティアとか、いろいろな方たちに支えられてようやく成り立っている状況だなと思っています。ニュースで取り上げていただいたような事例なんか、御相談しましたが、今、県の動物管理センターで受入れできるのは1頭分のスペースしかなく難しいですなんていう話もありました。大体犬だったら6頭程度が収容可能という話を聞いていたけれども、こういうのもNPOとかボランティア団体さんがお世話は自分たちでしますので、場所だけでも探せないでしょうかみたいな相談も今までもあったと思うのです。公衆衛生の観点とか、こういう自治体業務の中で、ボランティアさんたちが手弁当で全部やっていくというのは、結構無理な状況に来ているなと思っています。保護についてもそうだし、保護した後のお世話についてもそうだし、あと譲渡会なんか開くときも、いろいろな方たちの協力をいた

だきながらやっています。あとは、例えば最近の取組では、地域猫の避妊や去勢手術とかは、そういう団体の方たちの持ち出しが発生しています。補助はしていただいていますけれども、実際に費用が出ていって、活動しようと思えば思うほど、どんどん赤字になっていく。こういう状況もあります。その手術なんかについても、すごい安い値段でやってくれるお医者さんを他県から富山県に呼んで、その日に集中的に手術をしてもらっているといった話なんかも聞いたりしています。

獣医師会も含めてですけれども、きちんと行政でやるべき範囲を強化しないといけないだろうなと思っています。それこそ官民協働で進めていくという側面について、少しですね、支援の拡充というところも必要なのではないかと考えていますが、所見を伺います。

藤本生活衛生課長 動物管理センターが実施しております譲渡事業におきましては、離乳前の子猫の飼養をお願いしておりますミルクボランティアとしまして、11名の方に御協力をいただいております。また、譲渡が難しい高齢や病気等の犬猫等の新たな飼い主探しを行う譲渡仲介ボランティアとして3団体、7名の方に御協力をいただいております。このほか飼い主のいない猫の保護活動ですとか、多頭飼育等で困っている方へのアドバイスなど、行政とも連携を図りながら熱心に活動をしておられる団体などが県内にいらっしやいます。そうした団体の存在というものは、動物愛護を推進する上で大変心強く感じております。

県では、これまでもミルクボランティアに対するミルクやペットシートなどの必要物品の提供ですとか、動物愛護推進員に対しまして、飼い主のいない猫への不妊・去勢手術の費用補助などを行っております。

今後、動物管理センターの在り方検討を進めていく中で、

行政が行うべき業務等を整理しますとともに、関係団体からの御意見ですとか、先進自治体での取組も参考にしながら、協力団体へどのような支援ができるのか検討していきたいと考えております。

奥野委員 お願いします。

ただ、まずはお金ですよ。皆さんボランティアでやっています。自分で飼っている猫や犬ではないわけで、補助はしていただいていますけれども、結局自分のペットでないところにお金を払ってやってもらっているというのは、これは善意で成り立っているということなので、そういうところも本来どっちが主体なのかということも考えたほうがいいと思います。

ボランティアでやりたい人たちがやっているのを、県がお手伝いしますよと言ってお金を出しているわけではなくて、本来県が行わなければいけないことが、県だけでできないからボランティアの人がやってくれているわけで、考え方を一度整理していただきたいと思います。

たしか種部委員が飼っておられる黒猫も、保護猫だったと聞いていますけれども、やはりそうやって善意で成り立っています。

最近面白い取組を見つけたので紹介しますと、名古屋市では名古屋ペットパートナーシップという制度を導入していて、例えば飼育相談や保護の相談もそうだし、それ以外にペットと一緒に住める新しい住まい、物件を探したいという要望も、このパートナーシップを結んだ不動産屋さんが探してくれるとか、何かいろいろな取組が進んでいるそうなので、ぜひいろいろ考えていただければと思います。

動物管理センターの改築機能強化、今ほどはいろいろな具体的にお話をいただいたわけですがけれども、私はここからは、冒頭に申し上げたワンヘルス・アプローチ、これをし

っかり取り入れるべきだと思っています。せっかくこういう更新の時期に来ている中で、やはり国の政策であるとか、世界の潮流がどうなっているかということを加味しながら検討は進めるべきです。

ワンヘルス・アプローチについては、過去の予算特別委員会や本会議の代表質問でも触れておりますけれども、国がどのように整理しているのかということでおさらいをすると、人と動物、それを取り巻く環境、いわゆる生態系は相互につながっていると包括的に捉えて、人と動物の健康と環境の保全を担う関係者が、緊密な協力体制を構築し、分野横断的な課題解決のために活動していこうという考え方で、これをワンヘルス・アプローチと定義をしています。

これをしっかり読むと、厚生部だけの話ではないというわけですね。ワンヘルス・アプローチの考え方に基づくと、国のほうでは厚生労働省、農林水産省、それから環境省の3つの省庁でしっかり連携しながら取り組むというものであります。

今日は生活環境文化部の皆さんがおられますが、生活環境文化部も関係のある話だし、今は委員会の場ですので、農林水産部の皆さんがおられないのは大変残念ではありますが、農林水産部も関係あります。私はしばらく予算特別委員会でも、本会議でも質問の機会がありませんので、ちょっとここで質問をして議論を深めて、農林水産部とも共有をしながら検討を進めていただきたいという希望も込めて聞いていきます。

今お話ししたとおり、このワンヘルス・アプローチについては、推進しますと国が決めています。4月7日の関係閣僚会議の席でも、この方向性というのが確認をされたところですね。その関係閣僚会議の資料の中にも、国は自治体とも緊密に連携を図ってワンヘルス・アプローチを一層推

進するという文言が入れ込まれていまして、これは2か月前くらいの話の関係閣僚会議の資料ですから、ここからまたしっかりと取り組んでいくべしということになるんだと思います。

それに5月13、14日に長崎県長崎市で行われたG7保健大臣会合でもワンヘルス・アプローチについて議論があって、保健大臣宣言の中にも、主要先進国でワンヘルス・アプローチの取組を一体的に推進しましょう、強化しましょうという文言が入れ込まれていますので、恐らくこの後、この考え方が世界の潮流になっていくのだろうと思います。

我が県としても、動物管理センターの機能を見直す際に、いろいろな側面の一つに、このワンヘルス・アプローチを取り入れて、動物管理センターは厚生部の所管だけれども、生活環境文化部、農林水産部とも一緒に、どんな機能を今後どう強化していくべきなのか、こういう議論も必要だと考えています。厚生部長の所見を伺います。

有賀厚生部長 今御紹介いただいたワンヘルス・アプローチですけれども、具体的に言えば、例えば人と動物の共通感染症をはじめとして、家畜伝染病の予防、薬剤耐性菌への対策、地球温暖化対策等で非常に幅広い概念ということでございます。

今挙げたものの中を見ると、確かに厚生部所管のものは多いのですが、厚生部だけでどうという話でもないものが、かなり大々的に包括されているものでございます。

動物管理センターのあり方検討会ということではありますが、今回はやはり動物愛護の拠点としてのセンターの在り方という検討ですので、このワンヘルス・アプローチについて一体的に、大々的に議論を進める場というには、なかなか所掌範囲が広すぎて難しいなと思っていますけれども、ただ、先に申し上げましたように、ワンヘルス・アプ

ローチの中でも、鳥インフルエンザや新型コロナウイルスなどの人獣共通感染症の病原体から県民を守るという対策については、当部の関係でいえば、衛生研究所なんかがその拠点として調査研究を担っているわけでございます。

今後、そういったところで発生動向を把握して、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

また、他部局とどういった連携があるかということも、具体的にどうというのはなかなか今の段階では申し上げられないのですが、ここは情報共有しながら進めていきたいと考えております。

奥野委員 私、別にこの動物管理センターのあり方検討会の中で、厚生部や生活環境文化部や農林水産部との連携について議論をしてほしいと思っているわけではなくて、せっかくここで動物を扱う施設の機能強化やその施設がどうあるべきかという検討をするのであれば、同時並行的に、大きいワンヘルス・アプローチの考え方を、生活環境文化部や農林水産部と一緒に横で議論して深めていかないといけないですよという共有がしたかったのです。

動物管理センターは動物愛護の拠点ということで、目的を持っているのでそれはそれなんですけれども、結局その施設を新しくしたら、今後少なくとも30年くらいは利用していくことになると思います。一方新しいワンヘルス・アプローチの考え方があって、どう政策を進めていくかという大きい流れが横にあります。要はその中の一つが動物愛護を中心とした動物政策の拠点ということでもありますので、ここがあまりバラバラにならないように、大きい流れの中の一つの政策だよと、こういう位置づけで進めていただければありがたいという要望です。

私は大きな流れのワンヘルス・アプローチを重視していくとしたら、当然動物管理センターを新しくしないといけ

ないし、県の衛生研究所ももっと機能強化をしていかななくてはいけないのではないかと考えています。また、それ以外に、今言ったような厚生部以外の関係部署が所管する施設機能も一体的に強化する必要があるのではないかと考えています。例えば、畜産研究所や家畜保健衛生所であるとか、こういうところもワンヘルス・アプローチの概念からいくと、今のままでいいのという話になってきますし、生活環境文化部の所管では、例えばねいの里には、野鳥が、原因不明だけれどもバタバタ死んだとなったら、どんどん運ばれていっていますよね。そこに検査員の方が呼び出されて、検査を行っているのが現状ですよね。こういったことは各部署でそれぞれ取り組んでもらっていますし、今のところそれらの連携ができていなくて問題が起こっているというつもりはありませんけれども、もっと一体的に効率よくできる方法があるのではないかとということで、いろいろ検討してほしいなと思っています。

今部長からは、この後整理しつつ情報共有から始めますということでご答弁がありましたけれども、少なくとも私がぱっと思いつくだけでも、関係部署にまたがってそれぞれの拠点施設があるわけですので、どうやって検討を進めるのかということについて課長のほうに伺っておきたいと思っています。

藤本生活衛生課長 ただいま部長から答弁がありましたとおり、ワンヘルス・アプローチのうち人獣共通感染症対策につきましては、衛生研究所で主に調査研究機能を担っているところでございまして、引き続き、県獣医師会や関係団体とも連携しながら取り組んでいくこととしております。

また、人獣共通感染症対策を進める上で、動物管理センター業務の中で関連する部分もありますので、今回の検討会において、動物管理センターがどのような役割を担うこ

とができるか御意見を伺いたいと考えております。

奥野委員 結局、それぞれの施設の機能を見ていくわけなので、動物管理センター、名称は恐らく愛護センター寄りのものになるのだと思いますけれども、そこでどこまで見るかということによって、それでは、ほかの施設でどこまでやってもらおうとか、全体の絵を描いていくということになると思うので、ぜひお願いしたいと思います。

動物管理センターのほうに話をまた戻しますけれども、動物愛護の施策については、例えば富山市は保健所機能を有しているので、やはり別に取り組んでいますよね。ただ、富山市の保健所機能において、この動物管理センター業務が滞りなく回るだけの人員や予算があるかということ、正直なかなか心もとないような現状だなと思っています。

さっき京都府の例を挙げましたけれども、あそこは府と市で共同設置しており、最終形態みたいな感じになっていますが、富山市と他の市町村はまたちょっと違いますので、富山市との連携強化ということは、必ず必要になってくるだろうなと思います。富山市との協議をどのように進めていくのかということについて伺っておきたいと思います。

藤本生活衛生課長 今ほど委員に御指摘いただきましたとおり、動物愛護管理業務につきましては、県と保健所の設置市であります富山市において、犬猫の保護ですとか引き取り、またはペットの飼育管理の指導、動物取扱業への指導など、それぞれの所管区域で同様の業務を行っております。

県内の動物愛護を効率的、効果的に推進していく上で、富山市との連携が重要でございますので、検討会には富山市保健所からも委員として参加いただくよう依頼をしております。

富山市とは、今後検討会での議論の状況に合わせて、しっかりと協議を進めてまいりたいと考えております。

奥野委員 県の施設がすごい機能強化をしますので、富山市に足並みをそろえて投資してくれということは、現状を見ているとちょっと難しいだろうなと私は思って見えています。ですので、業務を富山市には引き続きやってもらいにしても、施設機能はどこまで見るのか。県の新しい動物管理センターにしても、今の感じだと富山市内に造ることになるのか、今の場所に建て替えることになるのか分かりませんが、拠点が大きく変わらないとしたら、施設機能については、県がより多く扱えるように持つほうがいいのかどうかなど、こういうこともいろいろ必要になってくると思います。実際富山市保健所内の、動物愛護の面を見ると、保護犬、保護猫のスペースをほとんど持ち合わせていませんよね。動物管理業務に当たっては、富山市は現段階で充足した機能を持ち合わせていないということになると思うので、本来富山市がやればいいんですけれども、県のほうで補って、面として全部カバーするのか、どこまでやるのかといった話も絶対必要になってくると思うので、ぜひお願いしたいと思います。

最後に、今まで質問してきたことを総括的に伺いたいと思います。センターを運営していく上では、繰り返しになりますけれども、獣医師会もそうですし、NPOとかボランティア団体に協力いただきながら、一緒に取り組んでいくことになるのだと思いますし、そういうやり方がいいのだろうなとも思います。全部行政でというのは実際難しい問題だと思っています。となれば、どんな機能が必要かということは、検討会で十分検討いただくことになっていきますけれども、いろいろな業務を担っていく皆さんの使い勝手に対する考えを、きちんとセンターの改築に入れ込んでいただきたいと思います。改築後に、この業務をこの団体に任せますとか、施設の管理を指定管理にしますとか、あ

るかないか分かりませんが、そういうのをやっていったときに、こういう使い勝手になるのみたいな話が出てきて、それぞれの役割分担でやっていく上ではこれだとちょっと使いにくいとなると大変もったいないので、ぜひ検討会で、機能を含めそれに基づいてセンターを更新するならば、想定される機能とその仕事を担っていただく方々、富山県内では限られていますので、そういう方たちとも協議しながら、設計段階からよりよい施設になるように積み上げるべきでないかなと思います。

具体的にどう検討を進めていくのかということに併せて、最後に総括として部長に伺いたいと思います。

有賀厚生部長 新たな動物愛護の拠点施設ということであると、民間団体やボランティア等との協働が視野に入るとするのは当然のことであり、そういう意味でも、設計の段階から入っていただくということは、とても重要かなと思っています。その意味で、検討会の委員に県の獣医師会であるとか、動物愛護団体の代表者など、そういった方にいろいろと御参加いただくこととしております。

具体的な整備方針であるとか、施設整備の内容等については、検討会の議論を基に基本計画の策定までには具体化していくということになりますけれども、他県の先行実施例の中では、県が全ての役割や機能を担うのではなくて、民間団体やボランティアにもその一部を任せて運営している例もあると伺っています。

このため、県としては、関係団体等から意見をお聞きしながら、どのような協働が本県ではできるかということを整理した上で、より使いやすい施設となるよう検討を進めていきたいと考えております。

奥野委員 ぜひお願いします。

五十嵐委員 富山県武道館の報告が先ほどございました。富

山県武道館は、令和2年に策定された整備基本計画では、富山市の千歳町に今年の夏頃、秋には完成するということをうたっておりまして、もう建物が出来上がっている頃かなと思います。知事選をはさんで知事が民間活力の導入を検討するというので、しばらく塩漬けにされました。その間、資材の高騰等があって建設費が跳ね上がったということで、基本計画を見直すことになったわけでありまして。

今年4月に、基本計画見直し検討委員会が設置され、先ほど報告にあったように、6月1日に2回目の検討会が開かれたということです。先ほどの話の中では、7月中に3回目を開催して、検討委員会はそこで終わって、夏頃に基本計画を策定するという話でありました。基本計画を策定した後、設計のやり直し等もこれから始まるわけでありまして、建設工事も始まるということでありまして、今後の主立ったスケジュール等を加藤スポーツ振興課課長にお尋ねしたいと思います。

加藤スポーツ振興課課長 先ほどの報告と重複する分もございまして、富山県武道館整備基本計画の見直し検討委員会の第1回会議では、武道館整備に関するこれまでの経緯や基本計画を策定した令和2年4月以降の状況の変化などを御説明した後、施設のコンセプト、機能及び規模について御議論いただき、武道に特化すべき、主道場は公式大会が開催できる6面程度の広さが必要、武道館として必要な機能や規模に絞るべきなどの御意見をいただきました。

それを踏まえ、先日の第2回会議では、県から見直しの方向性の案として、施設のコンセプトや機能、規模について武道競技の振興、競技力向上に特化した上で、現在地での建設費の削減を行う試算やさらなる削減を目指すため、単層構造とした場合の試算や整備候補地を提示したものでございます。

今後、これまでの検討委員会での御意見や6月議会での議論も踏まえ、次回の第3回会議では、基本計画の改定案をお示しし、夏頃をめどに成案を取りまとめた上で、令和9年度中の開館に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

五十嵐委員 今ほどお話があったように、見直しの方向性について、施設のコンセプトとして武道競技の振興、競技力向上の施設に特化させること。それからまた、機能や規模について、富山県の武道の拠点となる施設、公式大会が開催可能であること。また、日常の稽古や指導者研修会、講習会が利用しやすい施設とすること。そういったことは、私も全く同様であります。

そういった中で、先月、富山県武道協議会が要望を出されております。その要望の中では、駐車場500台、観客席3,000人などと求めています。その要望について、どのように認識しているのかお尋ねしたいと思います。

加藤スポーツ振興課課長 委員御紹介のとおり、去る5月9日に、富山県武道協議会から、新田知事に対して富山県武道館建設計画についての要望書の提出がありました。県内武道競技9団体の代表者の皆さんから、武道競技の現場で日々活動されている多くの競技者の御苦勞や、新武道館の実現に対する要望の趣旨をお聞きしました。

今回の要望では、まず、現在の武道館が老朽化していることや、当初の計画から完成予定時期が遅れていることから、早期の竣工を求められております。次に、施設面では、富山県の武道の拠点として大規模な大会から小規模な大会までが開催でき、健全者、障害者がともに利用可能な施設として建設をしてほしいとの内容となっております。

具体的には、主に大規模な公式大会の会場となる主道場の観客席を3,000席以上確保すること、また、駐車場は武

道館と同じ敷地内に500台程度を確保することを求めるものとなっております。

県としましては、先ほどの報告や答弁でもお話ししましたが、提示した見直しの方向性として、武道館機能に絞った上で主道場の観客席を1,500席程度、また駐車場は新たな候補地で最大300程度としており、今回の要望の規模はそれを超えるものであります。今回の見直しは高騰した整備費を削減することが目的であり、この観点を踏まえると、要望にお応えすることは難しいと思っております。

五十嵐委員 その辺の判断は、正しいと評価いたします。資料では、長野県の武道館と新潟県の武道館で比較されております。長野県の武道館は1,500席あまりで、駐車場は200台足らず。新潟県の武道館は柔道の大道場で、1,000席余りであるということであります。それぞれの武道館が新幹線の駅から離れているということもあって、本当に交通の便が不便だなというのが実感であります。特に県内各地から来る、あるいは県外から来るにしても、あまりいい立地場所ではないのかなと思っております。

そういった意味で、今回の判断で富山駅前を建設費の高騰から断念するというのも、結果としていい結論であると思っております。

ただ、小さいとはいえ、武道館というのは大会を目的に建設するわけではなくて、やはり日常使いというその両面性を持たなければいけないなと思っております。

資料の中で、総合運動公園と五福公園の比較がされております。そういった中で、日常使いを前提とするということについてどのように考えておられるのか、まずお尋ねしたいと思います。

加藤スポーツ振興課課長 委員御指摘の武道教室など日常の稽古などについては、今回お示ししました見直しの方向性

の案においても、日常の稽古や指導者講習会、研修会で利用しやすい施設という観点からも整備することとしておりまして、今後関係者の御意見をお聞きしながら検討してまいりたいと考えております。

五十嵐委員 そういった日常的な使い方も考えていくということ、両立させなければいけないなと思っています。そういった中で、五福と総合運動公園のデメリット、メリットについては、先ほどもお話がありましたし、資料にも出ております。

ただ1つだけ気になることがあります。公共交通を見ると、五福が市内電車114本に対して、総合運動公園は栗山のバス停から歩いて11分、そして1日55本となっているわけです。市電とバスと比べても、圧倒的に五福のほうが便利なのかなと思いますし、市電だけを例示されておりますが、県道富山高岡線はバス路線が走っています。高岡からも出ている、小杉からも出ている、新港西口からも出ている。そういった県内の西部からの直接の公共交通があるということでもあります。また、高山線を使うと、西富山駅から歩いて1.7キロくらい、20分弱で来られるのかな。そうすると、富山市内の南からのアクセスも交通手段が確保されているということでもあります。総合運動公園は富山の駅前と南を結ぶ路線しかない。

そういったところで判断すると、どちらが使いやすいのかなということ、はっきりしていると思っております。私の回りでは、やはり公共交通を考えると五福がいいのではないかという話が圧倒的に多いし、先日、県庁のOBの方何人かと話しましたが、やはり五福がいいのではないかという方がたくさんおられました。

また、先ほどの話の中で、五福は交通渋滞が心配だという意見があって、武道関係者のお一人が五福に住んでおら

れて、その方が言われたのかなと思います。我々あるいは地元が見ている分には、朝の渋滞はある程度あります。それは事実であります。土日はほとんど渋滞がない、そういった状況であります。

また、先日の検討会で、総合運動公園は市の中心部にあって高速道路インターから近いということ、総合運動公園のメリットとして発言されている方もいましたが、高速道路からしか来ないのかと。公共交通を使うことを無視するのかという議論になっていくと思っています。公共交通をどうやって維持していくか、使いやすい公共交通をどう造っていくというのが、県政の重要課題であると思っております。多くの議員も、そのように考えているのだらうと思っております。

そういったことを考えると、委員だけの議論ではなくて、あるいはこれから部活動が地域移行していく中で、武道館がその拠点の一つとなる可能性も十分にありますし、先ほどお話があったように、武道教室が多く開かれていて、その利用者がたくさんいる。そういった子供たち、あるいは保護者にもしっかりと意見を聞いていく。そんな時間を設ける必要もあるのではないかなと思っています。

どうも令和9年の開設を前提に、議論をできるだけ早く終わらせて着工したいという、そういったことが見え隠れしているのではないかなと思っております。所見を求めます。

加藤スポーツ振興課課長 富山県武道館につきましては、令和2年4月の策定の基本計画では、令和5年夏頃の開館を目指しておりました。その後、コロナ禍の厳しい財政状況を踏まえ、財政負担の軽減を図ることができないか検討するため、令和3年度に民間活力導入可能性調査を実施し、その結果を踏まえまして、令和4年2月県議会で、開

館時期は令和9年度中との方針を表明いたしました。

この方針を踏まえまして、令和5年2月県議会に整備費を予算計上する予定としておりましたが、昨今の資材高騰等による整備費の上昇、建設予定地周辺の環境が基本計画策定時に比べて大きく変化していることなどから、予算計上を見送り、この4月に基本計画見直し検討委員会を設置し、整備方針の再検討を進めているところでございます。

このように、様々な事情から開館時期が延びた経緯がありますが、この間、富山県武道協議会からは、武道館の建設について早期竣工の要望をいただくとともに、先般の2月県議会においても様々な意見がございましたが、富山県武道館を建設することとなった当初の意義や趣旨、方針にいま一度立ち返り、一日も早い開館に向けてしっかり取り組んでほしいとの意見もございました。

県としましては、武道館関係者や武道に励む子供たちからの新しい武道館に対する期待も大きいと感じております。一度お約束した時期である令和9年度中の開館を目指し、関係者の御意見もお聞きしながら取り組んでまいりたいと考えております。

五十嵐委員 いろいろな議論を踏まえて、約束した令和9年度に開催したいということではありますが、もう一つ、五福と総合運動公園を比較する中で、五福が法的制限として第1種中高層住居専用地域であり、そのために、都市計画の変更にかかるとも表示されているわけでもあります。僅か4か月のことでそんなに結論を急いでいいのか。先ほど言ったように、いろいろな各方面の声をしっかりと聞いていく。これで検討委員会を来月にやって、もう意見を聞く場がない。あとは事務局がいろいろと基本計画を策定して、最終的にまとめていくのだろうと思いますが、やはり今回の議会でいろいろとまた議論は出ると思います。立憲

民主党の菅沢議員と井加田議員は、昨日の記者会見で「迷走している」とまではっきりと言われて、議会で追求するとおっしゃっております。

そういった声もありますし、ここはしっかり当初の目的、あるいは武道館に特化してやっていく、あるいは当初言われていた民間活力の導入が本当に必要なかどうか、そういったことの議論の結論が出ていないと思っております。

そういった意味で、もう少し慎重に、時間をかけていろいろな声を聞くことは、必要だろうと思っております。

五福公園は、陸上競技場あるいは県営富山球場があって、スポーツの一つの拠点になっておりますが、その2つの施設は大変老朽化しており利用率は低いと見ております。所管ではありませんからいいですけども。武道館をその広い敷地に建てれば、そこは富山大学や富山商業高校、富山工業高校、そして西部中学校、富山大学附属中学校があり本当に学生が集積している場所でありますので、今後スポーツの拠点として、陸上競技場、県営富山野球場の改修あるいはリニューアルを含めて整備していく必要もあると思っております。

最後に、今の話について部長どうですか。

広島生活環境文化部長 いろいろ御意見をいただきありがとうございました。

今ほど課長のほうからも答弁させていただきましたが、令和2年の計画策定以来、いろいろな経緯があって今の状況に至っております。様々な意見がある中で、実際武道に携わっておられる方々の意見というものも尊重してまいりたいというのが、今私どもの基本的なスタンスであろうかと考えております。

その上で、この後6月議会も始まりますが、御意見も賜った上で、私どもの考え方をまとめていきたいという思い

でございます。

大井委員 副委員長を仰せつかりました大井陽司と申します。私は富山市岩瀬出身でして、富山市第1選挙区選出でございます。

先日澤崎委員長と一緒に、国に要望書を持って行ってまいりました。国から少しでも補助をもらえるように、円滑に進めていきたいなと思っております。

私からは、障害福祉サービスについてお伺いします。

本県の幸福度を向上させるに当たって、やはり障害者の支援の強化が必要かと思っております。県の人口が減少していく中、障害者の数は増加しております。8050問題により、障害者の親亡き後ですけれども、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、まずグループホームが不足しているというのが現状でございます。その上、入居等を支援する相談支援専門員が特に不足しているので、円滑に障害福祉サービスをつなげるためにも、やはり相談支援専門員を増やすための施策が必要ではないかと考えていますが、その点に関しまして、河尻障害福祉課長に見解を伺います。

河尻障害福祉課長 県では、相談支援専門員として従事するための初任者研修、5年ごとに実施しております現任研修、事業者や地域において指導的役割を担う相談支援専門員の育成のための主任相談支援専門員研修を開催し、相談支援専門員の確保と相談スキルの向上に努めているところでございます。

身近な地域に指定相談支援事業所などがない場合には、市町村に提出することができるとされておりますセルフプランの令和3年度の提出率でございますが、全国平均で15.6%のところ、本県は1.1%と全国的にかなり低いことから、相談支援事業者は全国と比較しまして一定程度充足

しているものと考えております。

一方で、相談支援専門員を養成する研修の受講者数につきましては、コロナ禍によって定員を絞っていたこともございました。ここ数年は県で策定しております障害福祉計画の目標を達成できていない状況にあることから、今年度から定員を拡大するとともに、引き続き研修を周知いたしまして、相談支援専門員の確保、充実に努めてまいりたいと考えております。

大井委員 相談支援専門員の増加に向けて、初任者研修の数を増やしていくとお伺いいたしましたが、実際数を増やしていくことはさることながら、廃業する相談支援事業所もございます。県と中核市である富山市では、県は令和2年から令和4年で3件、富山市では3件廃業をしております。専門員の数を増やしても事業所が減ってしまえば、実際に活躍する相談支援専門員の方がないということになって、現場の状況は変わらないということがあります。ですので、事業所の支援を行うかどうかお伺いしたいと思っております。

河尻障害福祉課長 委員御指摘のとおり、過去3年でございますけれども、県内で廃止となりました特定相談支援事業所につきましては、6事業所ございます。一方で、新設された事業所は17事業所でございます。令和4年度時点でございますが、特定相談支援事業所が83事業所ございます。

相談支援事業所の廃業の原因の一つでございます相談支援専門員の確保につきましては、先ほど御答弁させていただいたとおりでございますが、経済的な面といたしますか、相談支援事業所などが適切で安定したサービスができるように、先日重要要望に行っていたいただきましたけれども、国に対して加算の拡充でありますとか、対象者の拡充でありますとか、障害福祉サービス従事者のさらなる処遇改善を要望していきたいと考えております。

大井委員 事業者並びに働く人の処遇改善もしていくということで、国のほうにも要望してあるということは、私も一緒に要望に行きましたので確認いたしました。

最後になりますが、実際に教育を行った相談支援専門員の方が認可だけ受けて実務に当たっているかどうかという実態調査をされているかどうか、お伺いします。

河尻障害福祉課長 研修を受けた相談支援専門員の数と養成者数は把握しておりますが、実務に携わっている相談支援専門員の数について、事業者数は把握しておりますけれども、実務に携わっている数は、把握していないというのが現状でございます。

大井委員 現場のほうでは、実際教育を受けたはいいけれども、やはり実務に当たっていないのではないかというような声も上がっております。

ですので、許可を出して終わりではなくて、しっかり実務に当たっているか、仕事をしているかというところも併せてチェックしていただきたいと思います。相談支援専門員1人当たりが見る障害者の数が非常に多くて、なかなか大変な状態になっているという話が上がってきておりますので、それもしっかりチェックしていただければと思います。

澤崎委員長 ほかにありませんか。——ないようでありますので、これをもって質疑・質問を終わります。

2 陳情の審査

澤崎委員長 次に、陳情の審査に入ります。

陳情は1件付託されておりますので、当局から説明を願います。

河尻障害福祉課長 陳情第11号、障害者優先調達推進法の促進についての陳情について御説明いたします。

この陳情は、「国等による障害者就労施設等からの物品

等の調達推進等に関する法律」に基づき、県庁内においてさらなる調達の促進を求めるものでございます。

この法律は、国や地方公共団体等による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達推進等に関し、国や地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、基本方針及び調達方針の策定、その他障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項などを定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等の需要の増進等を図り、障害者就労施設で就労する障害者等の自立の促進に資することを目的として、平成25年4月1日から施行されているものでございます。

本県では、この法律に基づきまして、富山県障害者優先調達推進委員会を設置いたしまして、富山県障害者就労施設等からの物品等の調達方針の策定及び調達の推進に取り組んでいるところでございます。

本年度は5月31日に委員会を開催いたしまして、庁内各部局における取組の情報交換や、就労支援事業所等が提供する商品や役務の紹介を行ったところでございます。

引き続き、障害者就労施設等に品質の向上など主体的な取組を促すとともに、その取組を支援し、障害者就労施設等との協働を図りながら、調達の推進に努めてまいりたいと考えております。

澤崎委員長 以上で説明を終わりますが、これについて御意見等はありませんか。——ないようでありますので、これで陳情の審査を終わります。

この際、ほかに何か御意見等がございますか。——ないようでありますので、これをもって委員会を閉会いたします。